

鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、再造林等のスマート化及び県産材の流通コストの低減に資する事業を実施するため、予算の定めるところにより、「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象事業、事業主体、補助対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

事業区分	事業主体	補助対象経費	補助率等
再造林等のスマート化支援事業	森林経営計画の認定を受けた者	知事が別に定める区域内で行う再造林等のスマート化の取組に要する経費（森林経営計画に基づき行う別表の工種に限る。）	定額（知事が別に定める標準経費と事業の実行に要した経費のいずれか低い額。ただし、他事業の補助金が交付される場合は、当該補助金額は控除する。）
県産材流通コスト低減対策事業 1 原木安定供給地域協議会の開催支援 2 中間土場の設置・活用の支援 3 ICT技術活用研修会の開催支援 4 木材検収ソフト等の導入支援 5 原木供給マッチングシステムの導入支援	流域森林・林業活性化センター 中間土場を活用して直送に取り組む林業事業者等で構成する組織 流域森林・林業活性化センター 登録林業経営体 林業関係団体	原木安定供給地域協議会の開催に要する経費 直送取引の増大に向けた中間土場の設置・活用に要する経費 AI判読径級検知アプリ等を活用した研修会の開催に要する経費 木材生産現場で活用できるICTソフトの導入に要する経費 原木需給情報管理システム導入に要する経費	10/10以内 1/2以内 10/10以内 定額（上限700千円/式） 1/2以内 1/2以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、別記のとおりとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 事業量の30%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

第7条 規則第3条第1項の申請をした者は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に当該申請に係る事業に着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときには、その旨を事前着手承認通知書(別記第9号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(事業の着手及び完成報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、事業着手報告書(別記第10号様式)を、補助事業が完成したときは事業完成報告書(別記第10号様式)及び完了検査調書の写しを直ちに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第2号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したときから10日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払いにより交付することができる。ただし、再造林等のスマート化支援事業にあっては、交付決定額の2分の1を限度額とする。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業種目	工 種	単位
再造林等のスマート化支援事業	再造林等のスマート化	再造林	ha
		下刈（再造林実施箇所において行うものに限る。）	ha
		鳥獣被害防止施設（再造林と一体的に行うものに限る。）	m

別記（事業区分：再造林等のスマート化支援事業）

（第4条関係）

補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱及びその他関係通知に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、事業実施箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業施行地の森林以外の用途への転用（当該事業施行地について所有権を移転し、又は賃借権、地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定させた後、当該事業施行地についてなされる森林以外の用途への転用を含む。）又は当該事業施行地上の立木竹の全面伐採除去（以下「転用等」という。）を行う場合は、当該事業施行地のうち当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- 3 上記2に掲げる補助金の返還がある場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。
ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の全部又は一部の金額の減免について協議することができるものとする。
- 4 補助事業者は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、別紙様式によりその金額（実績報告において上記3により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 6 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならない。
- 7 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

別記（事業区分：県産材流通コスト低減対策事業）

（第4条関係）

補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）、林業デジタル・イノベーション総合対策補助金交付等要綱（令和5年3月30日付け4林整研第452号農林水産事務次官依命通知）、森林資源デジタル管理推進対策実施要領（令和2年3月27日付け元林整計第840号林野庁長官通知）、ICT技術活用促進事業実施要領（令和5年3月30日付け4林整研計第432号林野庁長官通知）、鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱及びその他関係通知に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、別紙様式によりその金額（実績報告において上記3により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 7 上記1～6のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項がある場合は、その事項を付するものとする。

消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）補助金について、鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第14条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） この報告書は、交付決定ごとに作成するものとする。

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付申請書

年度において「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）
を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条
及び鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱第3条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条，第6条，第10条関係）

その1（事業区分：再造林等のスマート化支援事業）

事業（変更）計画（実績）書

市町村	工種	施行箇所名	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業に要する経費 (事業費) ①×②	経費内訳			工期	
							県補助金	他事業の補助金	その他	着手 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日
					円	円	円	円	円		
	小計										
	小計										
	小計										
	計										

(注) 1 「工種」の欄は，別表による。

2 「施行箇所名」欄には，施行箇所（大字・字・地番又は林小班）を記載すること。

3 工種ごとに，「小計」，「計」をとること。なお，市町村及び工種の記載内容が1行の場合には，これらの計を省略することができる。

第2号様式（第3条，第6条，第10条関係）

その2（事業区分：県産材流通コスト低減対策事業）

事業（変更）計画（実績）書

事業区分	事業費	経費内訳					摘要
		県補助金			市町村補助金	その他	
		国費	県費	計			
	円	円	円	円	円	円	
計							

（注）事業区分欄には，第2条で定める事業区分を記載すること。

（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	（精 算 額）	比 較		摘 要
			増	減	
計					

2 支 出

（単位：円）

区 分	費 目	予 算 額	（精 算 額）	比 較		摘 要
				増	減	
計						

（注）1 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書きとする。

2 「2 支出」の区分欄には，再造林等のスマート化支援事業の場合は，別表に掲げる工種を，県産材流通コスト低減対策事業の場合は，第2条の事業区分を記載すること。

3 費目欄には，第2条において補助対象経費となる費目として定められている場合はその費目を記載すること。

番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事



年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(注) (1), (2)については、変更部分を2段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事

印

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度「稼ぐ力」を引き出す
スマート林業推進事業（ 事業）の変更については、鹿児島県補助金等
交付規則第7条の規定により承認します。

第7号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事

印

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

第8号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業事前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の申請をした 年度「稼ぐ力」を
引き出すスマート林業推進事業（ 事業）を下記理由により早急に実
施したいので、承認くださるよう申請します。

記

事前着手の理由

番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事



年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）の事前着手は、下記条件を付して承認します。

記

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象にならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても関係法令及び県の関係規程を遵守すること。

第 10 号様式（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住所

氏名

事業着手（完成）報告書

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業について、下記のとおり着手（完成）しましたから報告します。

記

交付決定通知	年 月 日 第 号
事業区分	
着手年月日	
完成（予定）年月日	
事業量	
事業費	
その他	

第 11 号様式（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（別記第 2 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 3 号様式）
- 3 その他知事が必要と認める書類

第 12 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

殿（様）

鹿児島県知事



年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（ 事業）補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

預金口座番号

（金融機関名）

本店 当座 号

支店 普通

フリガナ
（預金口座名義人）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

氏名

年度「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった「稼ぐ力」を引き出す
スマート林業推進事業（ 事業）補助金を鹿児島県補助金等交付規則第
16 条及び鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定に
より、下記のとおり概算払をしてくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由